



教養部図書館について

教養部図書館の未来像について私たちは、すでに約千坪の新設プランをたてているが、それを公にして検討していただくよりも、目下緊急に必要なのは、どのようにして新設計画を実現するかという政策の次元の問題であり、そのプログラムがはっきりしてこないことには、具体的なイメージも定着しにくい次第なのである。一般に大学図書館は大学における研究と教育の中枢神経のような役割を果たしているが、教養部の場合、若い学生諸君の旺盛な知識欲を満し、いわゆる「マス・プロ教育」の不可避的傾向に対処して、学生の自学、自習の慣習を養わせるためには、日常的に身近に利用できる学習施設としての図書館の機能が強く要求されることになる。この点で、北大の一般教育のための図書施設は、蔵書数、閲覧室、職員配置など、あらゆる面で国立七総合大学の中で最低の水準にある。一方附属図書館はその規模、性格において全く面目を一新したが、教養部の教官や学生はもはやこの施設を充分活用できなくなっていることも否定できない。くり言のようで恐縮だが、附属図書館や教養部のような全学的施設を、何故その間の往復に30分も要するような現在位置に設置しなければならなかったのであろうか。その「距離感」は、直接の当事者でなければ、実感できないものであろうか。このような現実の不便を少しでも緩和するために、教養部では人文系の教官のための資料室を設けたり、教室を転用して学生のための開架図書室や読書室などを設けたわけだが、そしてこの点では大学当局や図書館の援助を仰いでいるが、所詮それは応急の措置でしかない。多少とも図書の配架冊数がふえたり、学生の入室者がふえたりすると、たちまちゆきずまってしまう。私はこの貧しい図書施設を利用せざるを得ない教養の学生たちをあわれに思うし、また彼らをそうした状態に放置している大学の政策の貧困を嘆かずにおれない。しかし一方、焼石が水を吸いこむように、乏しい書物を奪い合うように読んでいる学生たちの読書意欲を大切にし、それをもっと大きく育てていかなければならないと思う。そこに大学教育にたずさわる者の本質的な——だが往々にして見落されやすい重要な課題があるはずである。願わくは、教養部の当事者は勿論、大学当局者も図書館関係者も、この現実をはっきり認識し、その上に立って教養部図書館新設のプログラムを実現させるよう努力していただきたいものである。

古 市 学 長 逝 去

昨年の暮から病氣療養中であった古市学長には、胃ガンの肝臓転移のため2月10日容体が悪化され、22日午前2時15分逝去されました。同学長は、昭和41年10月25日に全学の興望をになって学長になられ、北海道大学の躍進のため益々力を尽されんとしておられた時この悲報に接し、我々図書館職員一同哀惜の至りに堪えません。ここに謹んで御冥福を祈ります。

◆ 会 議

第19回 図 書 館 委 員 会

＜と き： 昭和42年1月25日(水) 午後1時30分＞

＜と ころ： 附属図書館会議室＞

図書館委員会に必要ある場合小委員会および専門委員を置くことができるよう規定改正について審議を行い、2月15日から下記規定を施行した。

北海道大学図書館委員会規程

第1条 北海道大学(以下「本学」という。)に、図書館委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、図書館の管理運営に関する重要事項を審議する。

第3条 委員会は、図書館長、事務局長及び学生部長並びに次の各号に掲げる者をもって組織する。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 各学部長の推せんする教授又は助教授 | 各1名 |
| (2) 教養部長の推せんする教授又は助教授 | 3名 |
| (3) 各研究所長の推せんする教授又は助教授 | 各1名 |
| (4) 病院長の推せんする教授又は助教授 | 1名 |

2 委員は、職務上委員となる者のほかは部長が委嘱するものとし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、図書館長をもってこれにあてる。

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、必要があるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聞くことができる。

第6条 委員会は、必要があるときは、小委員会を設けることができる。

2 前項の小委員会の委員には、委員以外の者を委嘱することができる。

3 第1項の小委員会の委員は、本学の職員のうちから、図書館長が委嘱する。

第7条 専門的事項を調査、研究するため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 前項の専門委員は、本学の職員のうちから、図書館長が委嘱する。

3 第1項の専門委員の任期は、当該専門事項に関する調査又は研究を終了するために必要な期間とする。

第8条 委員会の庶務は、附属図書館事務部がこれを処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、昭和42年2月15日から施行する。

第1, 2回図書館機構検討小委員会

＜と き： 昭和42年1月25日(水)、3月7日(火)＞

＜場 所： 附属図書館会議室＞

第1回図書館機構検討小委員会で、次の事項を了承した。

1. 現在本学図書館機構の問題をとり上げる目的は、長期的視野のもとに本学図書館が、将来どういう形で

配置され、またそこで、中央図書館と部局図書室、分館等の関係がどうあるべきかを考える。

2. 上記のことにつき、次回図書館委員会で各部局図書館委員の意見の開陳を求める。
3. モデルケースとして、教養部図書館、医学系図書館および工学部の問題につき、次の同小委員会で関係委員から説明を受ける。

第2回図書館機構検討小委員会で、次の事項を討議した。

1. 伊藤委員（医）が、医学図書館設立の必要性を配付資料により説明し、この問題は、数学部にわたるものであり中央図書館が中心になり実現に努力して欲しいとの要望があった。これに対し、館長より分館制をとるのが合理的と考えること、建物の坪数は、施設計画要項が今後基準となること、又学部が図書館の要素として学習図書館の機能を考えることは、中央図書館との関係において考慮すべき問題はあるが、研究図書館と両立させてゆくことに、原則的反対はないこと、最後に今後とも援助を惜しまないとの発言があった。
2. 井上委員（教養）より、教養部図書館新設の要望書について説明があり、これに対し、館長は教養部の総合的施設計画の中における教養部図書館の位置づけがはっきりしないようであること、および中央図書館と教養部図書館との有機的関連を特に、学習図書館の性格からどのように考えるかが問題としてとり上げられた。さらに、この問題は農学部提出の問題とともに次回図書館委員会で話題として取り上げること最後に、今後とも教養部図書館設置について、おらゆる機会をとらえ側面的協力をする旨発言があった。

第1～3回 図書館事務改善小委員会

くとき：昭和42年2月1日（水）、17日（金）、28日（火）>

くところ：附属図書館会議室>

第1回事務改善小委員会で、次の事項を了承した。

1. 図書館事務改善の具体的アンケートの提出を求める。
2. 中央図書館と部局図書室との間の事務配分案の提出を求める。
3. 自然系学部、研究所から委員を追加選出してもらう。

第2回事務改善小委員会で、アンケートにもとづき次の事項を審議した。

1. 和雑誌を図書掛で受入れること（理提出）
図書全般の発注、受入、検収等の諸業務は、図書掛において行なうことが適当である。
2. 登録票の問題（図・文・法提出）
部局で整理を行なっている所は、廃止、必要ある部局の分は、様式の簡素化を行なう。
3. 外国雑誌受入および文献情報（文提出）
雑誌を本館で受入、部局に配布することは、利用迅速化等の点から問題があるので現段階では、部局直送でもやむをえない。
4. 登録番号（図・法・薬提出）
物品番号の他に、登録番号があることは、不必要であると云う考えもあるが、直ちに不用との結論を下さず、引続き検討する。

第3回事務改善小委員会で次の事項を審議した。

1. 蔵書印の改正（図提出）
押印を効率的にするために、新しい蔵書印を使用する。
2. 目録カードのローマナイズ、登録番号、物管法関係事項、雑誌の分類廃止又は簡略番号使用、および中央図書館と部局図書室との間の事務配分の合理化。
全学図書掛長会議で検討する。
3. 物管法にともなう管理簿、供用簿および帳簿、物品請求書
横山（図）、村上（文）、経理部主計課、経理課が協議の上原案を作成する。

図 書 館 事 務 連 絡 会 議

<と き 昭和42年1月24日(火) 午前10時>

<ところ 附属図書館会議室>

1966年の後金払予約契約分を1月末までに、各関係部局から予算の流用を受け、支払精算の準備をすることを協議し、細部については担当者会議で検討を行なうことを決めた。

図 書 館 の 2 年 間

附属図書館事務部長 村 田 豊 雄

長い大学事務職員としての生活の最後の2年間を、図書館で過ごすことになったことは、私として思いがけないことでもあり、多少戸惑いの感もなきにしもあらずであった。図書館拡充委員会が計画、新築した大図書館が既に出来ており、いわば据臆に座らせられたわけであるが新図書館の運営について、利用者側と図書館専門職員との間の考え方の調整が十分になされていなかったことが主な理由で、新図書館発足当初いろいろな支障が起ったのは、当時としてはやむを得なかったと思う。40年6月の竣工式から、41年4月の全面開館まで9カ月を要したことはその一つの表われといえよう。

司書諸君が図書館学に基づく一般原則や諸規則により図書の整理、運用を図ろうとすることはまことに当然のことである。一方利用者側——教官は研究用図書、所謂専門書の利用について迅速な活用を希望し、時には専用を求めることも、現下の大学の施設の下に、また現在の研究体制の下においては、これも亦あるいは当然のことかもしれない。本をほとんど唯一の研究材とする人文社会系4学部の図書管理の方式——書庫使用及び閲覧貸出の原則の確立等に相当長時間を要したのはそのためである。

現館長今村先生は就任1年後の41年10月末、新学長古市二郎先生(本年2月22日病気を以て逝去、哀惜に不堪)へ『北海道大学図書館報告書』を提出された。これは、わが北大附属図書館の現状をつぶさに報告することだけでなく、その機構面、機能面からする分析を述べ、更に本学図書館機構の再検討並びに図書館事務の改善を図るべき必要のあることを提唱されたものである。私はこれが今後図書館委員会、全学図書掛長会議、館内会議等に反映して、本図書館がよりよい『中央図書館造り』、全学によき連繋をもつ『総合図書館造り』に発展することを念願してやまないものである。そしてその兆しは既に徐々ながら見えて来ている。

近着の東北大学附属図書館『図書館通信』に同館長金谷治先生のアメリカの大学図書館視察の御挨拶がのっている。それによると、アメリカの大学図書館は、『機能的な建築の様式はもとより、施設、設備における親切な配慮、大学内の多くの図書館を統一する有機的な組織、不断の研究によって促進されつつあるすぐれた機能——そのための機械化への努力、など、すべての点においてわが国の大学図書館の現状と比べて雲泥の差がある』ことを述べておられる。まことに羨やむべき次第である。

終戦後わが国でも、新制度による大学教育を論ずるに当って、図書、図書館の重要性は屢々あげつらわれ、強調された。然し制度、施設、予算すべての面にそれが実質的にとりあげられてきたのは最近の事に属する。敗戦後20余年にして、ようやく図書館に手のついた、という感じである。そして日本はあくまでも日本であって一挙にアメリカの線まで行くことは考えら

れない。

一方、北大の場合は、容れ物、中央図書館の建物及び書庫はすでに完成しており、中央図書館運営に関する限りでは、現施設の活用に懸ってくるのである。現在の大学図書館の中では(特に書庫では) No.1 と自称しても差支ない立派な建物であるが、建築年度が空白時代の数年間をさし挟んでの4カ年度の工事であった点にも問題がある。専門家から1.2指摘されている欠点もなくはない。

然し乍ら、12,519 m²の耐火造建築、エアコンディショニングを有する積層のオール・ステール書架、エレベーター、ダムウエーター etc の施設が厳として存在していることは大きな強味で、これを効率的に活用することが今後の課題であることはいうまでもない。

前述今村館長の「図書館報告書」を根底においた考え方によって、機構検討、事務改善の小委員会が既に発足した。いわば、路盤造りと軌道の敷設が一挙に緒についたということである。近く現職を退ぞく私は、この両小委員会が、延いては図書館委員会が叡智と良識のもとにみのりある成果をあげることを心から望んでやまない次第である。

終りに、この二年間の重要な事項等を下に列記した。大方の御参考になれば幸いである。

最近2カ年間の図書館の歩み(概要)

- 40. 4. 1 図書館に事務部が置かれ、2課5掛、他に教養部図書室、複写室、印刷室、製本室等を以って新発足。
- 40. 6.12 新図書館竣工式。
- 40. 6.29~7. 1 第12次国立大学附属図書館長会議並びに図書館研究集会の会場館となる。
- 40. 9. 1~29 旧書庫図書約20万冊を新書庫へ移転。
- 40.10. 1 本学評議会規程改正。図書館長は評議員となる。
- 同 館長酒井忠明教授(工学部)任期満了、今村成和教授(法学部)新館長に就任。
- 同 全学外国雑誌一括購入契約に踏み切る。(予約契約を経て実際契約完了は41. 4. 2)
- 40.12~41.3.28 法学部、経済学部、文学部の図書約15万冊新書庫に移転。
- 41. 4.11 一般閲覧室開館により、新図書館全面開館。
- 41. 4.27 文献複写規程全面的に改正。新たに複写料金規程を制定し、私費研究用複写(マイクロ、フィルム、ゼロックス)の歳入現金徴収の途を開く。
- 41. 9.15~17 北海道大学創設90周年記念行事として、資料展示室並びに玄関ホールに北大沿革資料・写真展示会を開く。
- 41.10. 4 第16回北海道地区大学図書館事務協議会の会場館となる。
- 41.10. 5~6 第40次国立7大学附属図書館協議会の会場館となる。
- 42. 1.25 図書館委員会に図書館機構検討小委員会並びに図書館事務改善小委員会を設けることを決定。
- 42. 1.30 北海道大学附属図書館報「檣蔭」第1巻第1号を発刊。

◆ 図書館を去られる方々

村 田 豊 雄 (附属図書館事務部長)

大正13年北大に奉職以来、43年余の永きにわたり、会計事務のエキスパートとして、又昭和22年からは初代工学部事務長として、学部の充実に努力され、次いで昭和40年4月には図書館の部課制実施に伴い、これも初代事務部長として就任、附属図書館の新築完成に伴う基礎的な困難な問題を文化的感覚と永年にわたる蘊蓄、経験を縦横に駆使されて、図書館近代化

への基礎を作られた。

寺下嘉平治（附属病院図書掛長）

大正11年附属病院創立以来45年間の永い期間終始一貫医学関係図書業務に専心従事されて来られる一方、日本医学図書館協会の活動にも積極的に参加されて、近い将来の医学系図書館の飛躍の基礎を固められた。

園田貞雄（附属図書館総務掛長）

大正14年北大医学部会計掛に奉職されたが、昭和14年からは、中華民国拓州同人会診療班に勤務され、戦後再び北大に戻られ、昭和24年医学部会計掛長として、又昭和27年には附属図書館管理掛長になられ、以来今日まで附属図書館の過渡期における問題山積の時期に総括業務の直接責任者として館内の業務を的確に調整され、図書館の専門業務が円滑に遂行出来るよう努力された。

工学部図書委員会発足

このたび、学部長はじめ関係諸先生の図書行政に対する御理解と御協力により、工学部にはじめて図書委員会が設けられた。我々図書系職員は諸手を挙げて賛意を表し、委員会の今後の活躍を期待すると共に惜しみのない協力を誓うものである。

第一回の委員会が2月16日開催された。工学部図書委員会内規の作成について審議が行われたが、その折、工学部図書の現状および附属図書館との関連についての説明も行なわれ、長時間にわたる審議を経て、工学部図書の在り方に関する基本方針が確認された。勿論、現段階では部内的な問題であるが、今後はこの基本方針をめぐり、将来にわたり派生する諸問題が討議されることであろう。

工学部創設以来、40有余年の星霜は数多くの優れた人材を輩出したが、我々が日常直面している図書業務の上にも、一種の歪みとも呼べるような諸問題を残している。これは私見であるが、これらの諸問題の調整、改善にあたっては、図書利用者の利便性ということを一義的に考慮すべきであろう。往々にして、行政事務の改善にあたってその目的を定める場合、その結果として生ずる経費の削減とか管理水準の向上などを当初の目的にするが、（このことは我々も日常心掛けなければいけないことであるが）改善することによって、図書利用者の利便性がそこなわれないよう、慎重な配慮が望ましく、工学部図書掛においては、このような考え方で今後おきるであろう諸問題を解決したいと思っている。

（工学部図書掛長 宮部 徹）

北海道大学工学部図書委員会内規

第1条 北海道大学工学部に図書委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、工学部図書に関する重要事項を審議する。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工 学 部 長
- (2) 図 書 館 委 員
- (3) 各学科より推せんする教官（講師以上）各1名

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員長は工学部長をもってこれにあてる。

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて説明または意見を聞くことができる。

第6条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この内規は、昭和42年2月23日から施行し、昭和42年2月16日から適用する。

◆ 学内図書館だより

文学部図書を附属図書館に全面管理換

昨年3月に、文学部図書を附属図書館の新書庫に搬入してから利用の便宜をはかりながら文学部図書掛員によってその点検作業が進められていたが、この程その作業も完了し、本年4月1日から全面的に附属図書館に管理換えされることになった。今後は、昨年管理換えされた法学部、経済学部の図書と同じように、附属図書館の一般閲覧室のカウンターから附属図書館閲覧規程に従って貸し出されることになる。この他、文学部の二次的保管図書の取扱い、附属図書館から同規程第10条によって借り受け、専修科単位で保管し、学部内で内規を定め管理、利用の適正をはかることとなった。

北海道大学図書館〔本館〕 収 書 通 報 No.1 1966. 5-10.

この目録は、利用の手引としてのみでなく、収書構成の把握、図書選択上の資料として利用できるよう一般図書、参考図書、北海道資料、政府出版物、パンフレットに分け、年2-3回刊行予定である。

和文英文 B5版 161頁 オフセット印刷 1967年1月刊

REFERENCE MATERIAL: Cumulated Index Medicus, vol.1 (1960), vol.4 (1963)-6 (1965); Index Medicus vol.7 (1966)

1960年1月より National Library of Medicine が月刊の Index Medicus を発刊し、それを American Medical Association が年間の索引として、Cumulated Index Medicus を編集し始め、1966年で7巻に達している。これらの Index は著者と件名の2つの索引からなり、vol.1-3と vol.4からの MEDLARS 計画の導入後では、文献の記入法および使用される件名標目表等に変更が加えられているので、医学系図書館員および利用者が、これらの変更を知ることが、有効な利用（特に追跡検索の時）のために必要である。それで未だ不備の点があるが、この2冊の利用の手引を作成してみた。なお、資料は医学部図書掛の協力を得た。

四 季

中央図書館複写室 2.

〔現況〕 前号においては複写室の沿革を記したので、ここではその設備・作業内容を中心に現況を紹介したい。

複写室は昭和39年5月図書館新館南面の完成とともに新しい建物に移転し、同年7月より業務を再開したが、これとともに室の広さは10坪より44坪へ一挙に拡大し、暗室も4室となった。旧館時代の薄暗く窮屈な複写室が作業に不便をきたすこと多く、また職員の健康のためにも甚だ好ましくない環境であったことを考えるとまさに今昔の感がある。施設の改善とともに設備にも若干の補充がみられ、職員数も作業量の増大とともに徐々に増加して最近では5名

(常勤3名、非常勤2名)となった。

複写室の作業は申込みを受けた文献の学内における所蔵調査から始まる。学内関係者は原則として申込者が所蔵部局より文献を借用して持参することになっているが、学外の図書館や研究機関からの申込みについてはまず依頼文献の学内における所蔵箇所を調査し、図書館の責任で文献を借用しなければならない。このためには雑誌および単行本の全学総合目録の完備と諸部局図書掛の協力が不可欠である。また所蔵調査の場合、欧文雑誌などは引用文献からの略誌名による申込みが大半なので、この解説にはかなりの習熟を必要とする。

複写の種類は本館においてはゼロックス、マイクロ・フィルム、引伸焼付(プリント)がある。ゼロックスは現像、水洗、乾燥などの煩瑣な手続きを要しないので、出来上りが早くかつ鮮明である。料金も引伸焼付に比べると遙かに安価なので、複写申込にあたってはなるべくゼロックスによる方法をおすすめしたい。ただゼロックス(914型)の欠点は拡大、縮小ができないことと、写真図版の複写ができないことである。

マイクロ・フィルムは1巻100フィートの35mm無孔フィルムを使用している。普通は1コマに2ページを撮影する。マイクロ・フィルムの長所は保存にスペースをとらないこと、必要な際に多数のプリントを作成できることであるが、ただフィルム自体をよむときはマイクロ・リーダーによらねばならず、長時間の閲読は眼の疲労のため困難である。また撮影にあっても、フィルムのひんばんな途中切断は好ましくないので或る分量の申込みがたまらないと現像を行なわないため、至急の申込みには応じられないことが多い。

プリントは以上のマイクロ・フィルムを作成した上で焼付、現像、水洗、乾燥をくり返すので複写には相当の時間を要する。フィルム持参の場合はこれよりやや簡単である。

図書館における複写業務は単に依頼者の申込みに応ずるのみでなく、積極的に図書館資料の充実、保存のためにも利用されようとしている。たとえば本館所蔵の新聞コレクションは貴重な資料であるが、長年月のうちに紙が変質してきたものがあり、早急なマイクロ化が必要である。すでに「北海道新聞」の一時期については北海道新聞社との提携で作業がすすめられている。このほか現在では入手困難な北方資料その他について複写の方法が利用されており、将来はフィルム・ライブラリーの設置も考えられているところである。なお本館複写室の運営は下記の昭和41年4月27日制定の北海道大学附属図書館文献複写規程及び同文献複写料金規定にもとづいて行なわれている。

【訂正】前号の記事中ゼロックスの設置が昭和38年10月とあるのは、昭和39年10月の誤りなので訂正します。

北海道大学附属図書館文献複写規程

第1条 北海道大学附属図書館(以下「図書館」という。)の複写施設を利用して行なう文献複写(以下「複写」という。)の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

第2条 複写は、教育、研究又は調査の目的を有するものに限るものとする。

第3条 複写取扱いの範囲は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道大学の部局等の依頼によるもの
- (2) 北海道大学の職員又は学生の依頼によるもの
- (3) 他大学その他の教育、研究機関の依頼によるもの
- (4) 前各号のほか、図書館長が認めるもの

第4条 複写を依頼しようとするときは、別紙様式による文献複写申込書に所定の事項を記入して図書館長に申込むものとする。

第5条 複写料金に関する事項については、別に定める。

第6条 複写業務は、図書館事務部において行なう。

附 則

- 1 この規程は、昭和41年4月27日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。
- 2 北海道大学マイクロ写真複写に関する規程(昭和35年9月21日海大達第13号)は、廃止する。

別紙様式

分任契約 担 当 者	整理課長	整理課長 補 佐	総務掛長	掛	

Micro 文 献 複 写 申 込 書 昭和 年 月 日

Xerox 複写を依頼する文献の著作権に関する一切の責任は依頼者側において負うものとする。

申込者氏名(所属)					
電 話					
学 部 研究所		学 科		講 座	
講座主任名					
誌名及び著者・巻号・年・頁					
フイルム	印画引伸	キャビネ判 A—5判	部 部	A—5判2頁× A—4判	部 部 ゼロックス
支払方法		国費		私費	
備 考					
北海道大学附属図書館複写室				電話 代表 71—211 内線2974 No.	

北海道大学附属図書館文献複写料金規程

第1条 北海道大学附属図書館文献複写規程(昭和41年4月27日海大達第15号)第5条に規定する複写料金に関する事項については、この規程の定めるところによる。

第2条 複写料金は、別表のとおりとする。

- 2 北海道大学の部局等の依頼によるものについては、学内料金相当額を予算の振替によって行なうものとする。

第3条 複写を依頼し、その承認を得たものは、複写料金を前納しなければならない。

- 2 既納の複写料金は還付しない。

第4条 複写料金のほか、複写のために要した送料その他の実費は、依頼者が負担するものとする。

附 則

この規程は、昭和41年4月27日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

別 表

種 別	区 分	単 価	
		学 内 (円)	学 外 (円)
マイクロフィルムによる複写	基本料金(1件)	50	50
	35ミリネガフィルム(1コマ)	8	10
	キャビネ判(1枚)	13	15
	印画引伸A5判(1枚)	22	25
	A4判(1枚)	45	50
ゼロックスによる複写	B4判(1枚)	25	30

備考 学内とは、北海道大学の職員又は学生の依頼によるものをいう。

話 題

附属図書館法学部間渡り廊下完成(仮設工事)

事務局施設部では、かねて施行が期待されていた図書館、法学部間渡り廊下設置工事に2月20日より工費約150万円で着手し、3月25日頃完成する予定である。この完成により図書館と法学部、経済学部間の往来がいったん外に出ることなく出来るので、その活用が期待される。

医学部図書室落雪により被害

2月22日、前日来の暖気と降雨のため医学部図書室書庫の屋根に積った雪が一挙に落下、図書室が可成りの被害を受けた。落下時刻が勤務時間外であったので、職員に被害がなかったことは不幸中の幸いであった。古い木造建物の場合、落雪には充分注意されることが肝要である。

◆来 訪 者

2月4日 石川 宗雄 (文部省社会教育局視聴覚課長)

2月20日 鈴木 勝 (日本大学歯学部長、歯学委員)

第14次(昭和42年度)全国国立大学図書館長会議

期 日:昭和42年6月20日(火)―22日(木)

会 場:名古屋大学附属図書館

— あ と が き —

キャンパスの堅い雪もようやく融け始め、ローンがあちらこちらに顔を出し、春の気配がはだに感じられる今日このごろであります。

この号は、3月末退職される村田事務部長、寺下図書掛長(病院)、園田総務掛長の三人の方々に対するこれまでの御苦勞に謝意を表わすと共に今後の御健康を祈って、10頁よりなる特集号として編集しました。なお、資料紹介については、次号掲載を予定しております。

下記8名の委員により編集を行っておりますので、御気付の点等は、編集委員宛御連絡下さい。

村田(附図)、金木(〃)、谷本(〃)、横山(〃)、秋月(〃)、徳田(〃)、島田(医図)、杉尾(教図)

北海道大学附属図書館報「楡蔭」 Vol.1, No.2 (通巻2号)

1967年3月30日発行 発行人 村田 豊雄

発行所 北海道大学附属図書館 札幌市北8条西5丁目 電話代表71-2111(2964)

印刷所 文栄堂印刷所 札幌市北3条東7丁目 電話 22-0851